

令和2年度 春日井市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																
2	14	第1編 総則 第1章 計画の策定方針 第3節 計画の運用 2 他の計画との関係 (1)、(2) (略) (3) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25 年法律第95 号）第13 条において、 <u>県</u> が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該 <u>都道府県</u> の計画等の指針となるべきものとされている。 このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、 <u>愛知県</u> 地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である事項を踏まえるものとする。	第1編 総則 第1章 計画の策定方針 第3節 計画の運用 2 他の計画との関係 (1)、(2) (略) (3) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25 年法律第95 号）第13 条において、 <u>市</u> が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該 <u>市町村</u> の計画等の指針となるべきものとされている。 このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、 <u>春日井市</u> 地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である <u>次の事項</u> を踏まえるものとする。 <u>I 市民の生命を最大限守る</u> <u>II 地域及び社会の重要な機能を維持する</u> <u>III 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する</u> <u>IV 迅速な復旧復興を可能とする</u>	春日井市地域強靱化計画策定に伴う修正																
5	27	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 第2節 重点を置くべき事項 3 市民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 市民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所等の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 第2節 重点を置くべき事項 3 市民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 市民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所等の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保（ <u>垂直避難等</u> ）」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。	表記の整理																
12	2	第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 5 指定公共機関 <table><tr><td>機関名</td><td>災害予防</td><td>災害応急対策</td><td>災害復旧・復興</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	(略)	(略)	(略)	(略)	第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 5 指定公共機関 <table><tr><td>機関名</td><td>災害予防</td><td>災害応急対策</td><td>災害復旧・復興</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	(略)	(略)	(略)	(略)	
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																	
(略)	(略)	(略)	(略)																	
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																	
(略)	(略)	(略)	(略)																	

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
		ソフトバンク株式会社	(略)	(略)	(略)	ソフトバンク株式会社	(略)	(略)	(略)	独立行政法人都市再生機構の指定公共機関への指定に伴う修正
		(追加)				<u>独立行政法人都市再生機構</u>	———	<u>1 危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣</u> <u>2 賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与</u> <u>3 応急仮設住宅の建設用地の提供</u>	———	
		日本赤十字社(愛知県支部)	(略)	<u>1 災害時における医療、助産及び遺体の処理</u> <u>2 血液製剤の確保及び供給</u> <u>3 救援物資の配分</u> <u>4 義援金等の受付及び配分</u>		日本赤十字社(愛知県支部)	(略)	<u>1 避難所の設置に係る支援</u> <u>2 災害時における医療、助産及び遺体の処理</u> <u>3 血液製剤の確保及び供給</u> <u>4 救援物資の配分</u> <u>5 義援金等の受付及び配分</u>		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		中部電力株式会社、電源開発株式会社	(略)	(略)	(略)	中部電力株式会社、 <u>中部電力パワーグリッド株式会社</u> 、 <u>中部電力ミライズ株式会社</u> 、 <u>株式会社JERA</u> 、 <u>電源開発株式会社</u> 、 <u>電源開発送変電ネットワーク株式</u>	(略)	(略)	(略)	中部電力(株)及び電源開発(株)の分社化、株式会社JERAの指定公共機関への指定に伴う修正

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			会社	
20	2	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災活動体制の整備 3 応急活動のためのマニュアルの作成等 市は、個々の職員が<u>災害時の状況</u>に応じて的確に対応できるよう、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 4 人材育成及び防災訓練の実施 (1) 人材の育成等 市は、災害時における適正な判断力の養成及び職員内における防災体制を確立するため、防災に関する講習会、研修会等に職員を参加させ、防災意識の高揚及び専門的知識、技術の習得を図る。 <u>また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努める。</u> (追加)	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災活動体制の整備 3 応急活動のためのマニュアルの作成等 市は、個々の職員が状況に応じて的確に対応できるよう、災害が発生または発生するおそれのある場合に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 <u>また、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u> 4 人材育成及び防災訓練の実施 (1) 人材の育成等 エ 市は、災害時における適正な判断力の養成及び職員内における防災体制を確立するため、防災に関する講習会、研修会等に職員を参加させ、防災意識の高揚及び専門的知識、技術の習得を図る。 イ <u>緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。</u> ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。	表記の整理 対策の追加 対策の追加 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		5 広域応援体制の整備 (1) (略) (2) 応援協定の締結等 ア 相互応援協定 市は、災害時に<u>相互応援を実施することを目的として、災害時における相互応援に関する協定や消防相互応援協定等を自治体や関係団体と締結している。</u> 今後とも協定内容の充実を図るため、災害対策基本法第49条の2に基づき、相互応援に関する協定の締結に努める。 なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。 (追加) イ 民間団体等との協定 (略) また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。 (3)～(6) (略) 資料 「様式・資料集」協定等の締結状況（資料5－1～86） 6 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。	5 広域応援体制の整備 (1) (略) (2) 応援協定の締結等 ア 相互応援協定の締結 市は、災害時に<u>自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合においても速やかに災害対応を実施するため、災害時における相互応援に関する協定や消防相互応援協定等を自治体や関係団体と締結している。</u> 今後とも協定内容の充実を図るため、災害対策基本法第49条の2に基づき、相互応援に関する協定の締結に努める。 なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。 イ 技術職員の確保 <u>市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u> ウ 民間団体等との協定の締結等 (略) また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。</u> (3)～(6) (略) 資料 「様式・資料集」協定等の締結状況（資料5－1～87） 6 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。 <u>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結する</u>	表記の整理 対策の追加 表記の整理 表記の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(2) (略) (追加)	<u>など体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u> (2) (略) (3) <u>物資の輸送拠点</u> 市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。	対策の追加
23	9	第2節 情報の収集・連絡体制の整備 1 情報連絡体制の整備 (1) 情報の収集・連絡体制 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、<u>体制の整備を推進する。</u>	第2節 情報の収集・連絡体制の整備 1 情報連絡体制の整備 (1) 情報の収集・連絡体制 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。	対策の追加
25	22	第3節 非常用物資の備蓄 1 食糧及び生活必需品 (1) (略) (2) 行政備蓄 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食糧、生活必需品、その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。	第3節 非常用物資の備蓄 1 食糧及び生活必需品 (1) (略) (2) 行政備蓄 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食糧、<u>飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u> <u>また、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協</u>	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考						
		なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。 ア 非常用として、<u>概ね人口 10%の 2 食分</u>の食糧を備蓄する。 イ 指定避難所等に備蓄倉庫を整備し、必要な食糧及び生活必需品を備蓄する。 (追加) (3) (略) 2 防災用資機材 (1) (略) (2) 水防倉庫、指定避難所等に災害応急活動に必要な資機材を備蓄する。	<u>定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</u> なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。 ア 非常用として、<u>愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果に基づく当市における想定避難者数 (15,000 人)の 3 食× 3 日分の食糧を令和 5 年度までに拡充を図り、備蓄する。</u> イ 指定避難所等に備蓄倉庫を整備し、必要な<u>次の</u>食糧及び生活必需品を備蓄する。 <table><tr><td>食糧</td><td><u>アルファ米、クラッカー、飲料水、乳児用粉ミルク</u></td></tr><tr><td>生活必需品</td><td><u>充電式ラジオ、救急セット、毛布、紙オムツ、しきり板、懐中電灯、組立水槽、ブルーシート、仮設テント、液晶テレビ、携帯電話充電器、カイロ等</u></td></tr></table> (3) (略) 2 防災用資機材 (1) (略) (2) 水防倉庫、指定避難所等に災害応急活動に必要な<u>次の</u>資機材を備蓄する。 <table><tr><td>防災用資機材</td><td><u>発電機、投光機、LED ランタン、延長ケーブル、自転車、防災無線、リヤカー、ハンドマイク、スコップ、ツルハシ、パール、ヘルメット、特設公衆電話等</u></td></tr></table>	食糧	<u>アルファ米、クラッカー、飲料水、乳児用粉ミルク</u>	生活必需品	<u>充電式ラジオ、救急セット、毛布、紙オムツ、しきり板、懐中電灯、組立水槽、ブルーシート、仮設テント、液晶テレビ、携帯電話充電器、カイロ等</u>	防災用資機材	<u>発電機、投光機、LED ランタン、延長ケーブル、自転車、防災無線、リヤカー、ハンドマイク、スコップ、ツルハシ、パール、ヘルメット、特設公衆電話等</u>	食糧の備蓄計画の変更による修正 表記の整理 表記の整理
食糧	<u>アルファ米、クラッカー、飲料水、乳児用粉ミルク</u>									
生活必需品	<u>充電式ラジオ、救急セット、毛布、紙オムツ、しきり板、懐中電灯、組立水槽、ブルーシート、仮設テント、液晶テレビ、携帯電話充電器、カイロ等</u>									
防災用資機材	<u>発電機、投光機、LED ランタン、延長ケーブル、自転車、防災無線、リヤカー、ハンドマイク、スコップ、ツルハシ、パール、ヘルメット、特設公衆電話等</u>									
29	29	第 4 節 消防救急体制の整備 3 危険物施設の予防対策	第 4 節 消防救急体制の整備 3 危険物施設の予防対策							

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。 (3) 家庭内備蓄等の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食糧その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。 (4) (略) (追加)	的な知識の普及に努めるものとする。 また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、<u>各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</u> <u>さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</u> (3) 家庭内備蓄等の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食糧その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する<u>とともに、マスクや消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</u> (4) (略) (5) <u>通信量の増加抑制</u> <u>電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</u>	対策の追加 対策の追加 対策の追加
34	15	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 風水害等の災害時において、児童、生徒、幼稚園児、保育園児及び認定こども園の園児（以下「児童等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、小学校、中学校、幼稚園、保育園及び認定こども園（以下「学校等」という。）の施設及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。 (略)	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 風水害等の災害時において、児童、生徒、幼稚園児、保育園児、<u>認定こども園及び小規模保育事業所</u>の園児（以下「児童等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、小学校、中学校、幼稚園、保育園、<u>認定こども園及び小規模保育事業所</u>（以下「学校等」という。）の施設及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。 (略)	表記の整理
37	15	第3節 自主防災組織の推進 (略)	第3節 自主防災組織の推進 (略)	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		また、日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要なため、市及び県は、平時から自主防災組織、 <u>防災に関するNPO及び防災関係団体等</u> との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。	また、日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要なため、市及び県は、平時時から自主防災組織、 <u>NPO・ボランティア関係団体等</u> との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。	表記の整理
39	17	第4節 防災ボランティアとの連携 災害時に、広範囲にわたって活動が期待される各種ボランティア団体相互の連携協力体制を推進し、活動の支援を行う。 1 連携協力体制の推進 (略) 市及び県は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市及び県は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識、技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を開催する。 2 活動の支援 (1) 受入体制の整備 ア～ウ (略) エ 災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。 オ (略) カ 防災訓練等において<u>ボランティア関連団体</u>の協力を得て、災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。	第4節 防災ボランティアとの連携 災害時に、広範囲にわたって活動が期待される各種ボランティア団体相互の連携協力体制を<u>平時から</u>推進し、活動の支援を行う。 1 連携協力体制の推進 (略) 市及び県は、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市及び県は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識、技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を開催する。 2 活動の支援 (1) 受入体制の整備 ア～ウ (略) エ 災害時にコーディネーターを派遣することを協力する<u>NPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）</u>にコーディネーターの派遣を要請する。 オ (略) カ 防災訓練等において<u>協力団体</u>の協力を得て、災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。	表記の整理 表記の整理 表記の整理
41	23	第5節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策 2 避難行動要支援者対策 (1) (略) (2) 避難行動要支援者名簿の整備等 ア 要配慮者の把握 災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等	第5節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策 2 避難行動要支援者対策 (1) (略) (2) 避難行動要支援者名簿の整備等 ア 要配慮者の把握 災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		の情報を把握するものとする。 イ、ウ （略） エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 <u>消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をこの計画であらかじめ定めておく。</u> (3) （略） 3～7 （略） 8 社会福祉施設等における対策 (1)～(4)（略） (追加) 9 （略） 10 避難行動の促進対策 (1)～(3) （略） (4) さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難勧告等が<u>確実に</u>伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。	の情報を把握するものとする。 <u>なお、ひとり暮らし高齢者については、民生委員に調査を依頼し、把握に努めるものとする。</u> イ、ウ （略） エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 <u>避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、区・町内会・自治会、民生委員・児童委員、支援者及び警察とする。</u> (3) （略） 3～7 （略） 8 社会福祉施設等における対策 (1)～(4)（略） <u>(5) 非常用電源の確保等</u> <u>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u> <u>資料 「様式・資料集」災害時における要援護者等の受入に関する協定書（資料 5-55）</u> 9 （略） 10 避難行動の促進対策 (1)～(3) （略） (4) さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難勧告等が<u>速やかに</u>確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>I P 通信網、ケーブルテレビ網等</u>を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 <u>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</u>	表記の整理 表記の整理 対策の追加 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
45	11	第6節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 1 マニュアルの作成 (1) (略) (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること ア、イ (略) ウ 土砂災害警戒情報、<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u> (3) (略) (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難勧告等を発令できるよう具体的な区域を設定する。 ア (略) イ 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、<u>急傾斜地崩壊危険地区</u>等） (5) (略) (6) 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことや、既に災害が発生している状況（〔警戒レベル5〕）で未だ避難できていない場合には命を守るための最善の行動をとる必要があることにも留意すること 2 判断基準等の設定に係る助言 (略)	第6節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 1 マニュアルの作成 (1) (略) (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること ア、イ (略) ウ 土砂災害警戒情報、<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布、土砂災害危険度情報</u> (3) (略) (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難勧告等を発令できるよう具体的な区域を設定する。 ア (略) イ 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害（特別）警戒区域、土砂災害危険箇所、<u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域</u>等） (5) (略) (6) 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保（<u>垂直避難等</u>）」の安全確保措置を講ずべきことや、既に災害が発生している状況（〔警戒レベル5〕）で未だ避難できていない場合には命を守るための最善の行動をとる必要があることにも留意すること 2 判断基準の設定等に係る助言 (略)	表記の整理 表記の整理 表記の整理 表記の整理
47	14	第7節 避難誘導等に係る計画の策定 2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に関しての措置 浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害警戒区域の指定を受けた区域に関して、市地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項	第7節 避難誘導等に係る計画の策定 2 浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域に関しての措置 浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害（特別）警戒区域の指定を受けた区域に関して、市地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		について定めるものとする。	する事項について定めるものとする。	
51	16	第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 2 宅地等の安全対策 (1)～(5) (略) (6) 県は、土砂災害危険箇所等について順次、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、災害発生のおそれのある地域を土砂災害警戒区域に指定している。 (略) (7) (略) (8) ハザードマップの作成及び周知 (略) また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。 (略) (9)、(10) (略) (11) ため池 ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。 また、<u>下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</u>	第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 2 宅地等の安全対策 (1)～(5) (略) (6) 県は、土砂災害危険箇所等について順次、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、災害発生のおそれのある地域を土砂災害<u>（特別）</u>警戒区域に指定している。 (略) (7) (略) (8) ハザードマップの作成及び周知 (略) また、基礎調査の結果、土砂災害<u>（特別）</u>警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害<u>（特別）</u>警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。 (略) (9)、(10) (略) (11) ため池 ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。 また、<u>防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成を行い、適切な情報提供を図るものとする。</u>	表記の整理 表記の整理 表記の整理
59	23	第2節 都市基盤整備の推進 1 公共施設 (1)、(2) (略) (3) 河川等 ア～ケ (略)	第2節 都市基盤整備の推進 1 公共施設 (1)、(2) (略) (3) 河川等 ア～ケ (略)	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		コ 浸水想定区域においての措置 (ア) (略) (イ) ハザードマップの配布 市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示する<u>ことに努めるものとする。</u>	コ 浸水想定区域においての措置 (ア) (略) (イ) ハザードマップの配布 市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「<u>早期の立退き避難が必要な区域</u>」として明示するとともに、<u>避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。</u> <u>また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難所・避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u>	対策の追加 対策の追加
63	25	第3節 防災対策施設の整備 2 指定避難所等 (1) 指定避難所等の指定 避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとし、各施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。 (略)	第3節 防災対策施設の整備 2 指定避難所等 (1) 指定避難所等の指定 避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとし、各施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>耐震性、耐火性の確保、バリアフリー化、</u>備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。 (略)	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		ア～ウ (略) エ 指定避難所及び福祉避難所が備えるべき設備 指定避難所及び福祉避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 オ (略) (2) 指定避難所の整備 ア～ウ (略) エ 緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平時から指定避難所等に備え付け、即時に利用できるよう整備に努めるものとする。 (略) (3) (略) (4) 避難に関する広報 市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 また、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所及び災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。 (略)	ア～ウ (略) エ 指定避難所及び福祉避難所が備えるべき設備 指定避難所及び福祉避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、<u>マスク、消毒液の備蓄に努める。</u>さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 <u>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</u> <u>また、緊急時に有効な防災行政無線、ファクシミリ等の設備を平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備に努める。</u> オ (略) (2) 指定避難所の整備 ア～ウ (略) エ 緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平常時から指定避難所等に備え付け、即時に利用できるよう整備に努めるものとする。 (略) (3) (略) (4) 避難に関する広報 市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 また、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所及び災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動、並びに<u>研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。</u> (略)	対策の追加 対策の追加 表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		ア (略) イ 避難のための知識の普及 (ア) (略) (イ) 避難時における知識 a、b (略) c 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと (ウ) (略) ウ その他 (ア) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 (イ) (略) (5) 避難所の運営体制の整備 ア～ウ (略) (追加)	ア (略) イ 避難のための知識の普及 (ア) (略) (イ) 避難時における知識 a、b (略) c 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保(垂直避難等)」を行うべきこと (ウ) (略) ウ その他 (ア) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 (イ) (略) (5) 避難所の運営体制の整備 ア～ウ (略) <u>エ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。</u> <u>オ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</u> <u>カ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u> <u>キ 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成する「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるととも</u>	表記の整理 表記の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		3 防災中枢機能の充実 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電ができるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 <u>また、市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</u>	<u>に、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u> 3 防災中枢機能の充実 (1) 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について代替エネルギーシステムや<u>電動車等</u>の活用を含め自家発電設備、<u>LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等</u>の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電ができるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 (2) 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。	表記の整理
68	8	第4節 ライフライン施設 ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことができないものであることから、施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める<u>ものとする。</u>	第4節 ライフライン施設 ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことができないものであることから、施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。 <u>また、市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。</u> <u>さらに、県、電気事業者及び電気通信事業者が倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等を実施する際には、市は協力を努めるものとする。</u>	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
74	13	第6章 企業防災の促進 第2節 対策 1 企業の取組 (1) (略) (2) 生命の安全確保 顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。 (3)～(6) (略) 2 企業防災の促進のための取組 市及び県、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。 また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 (1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 ア 普及啓発活動 市及び県、商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。 イ 情報の提供 企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定や洪水ハザードマップ等を積極的に公表するものとする。 (2) 相談体制の整備	第6章 企業防災の促進 第2節 対策 1 企業の取組 (1) (略) (2) 生命の安全確保 顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、<u>事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u> (3)～(6) (略) 2 企業防災の促進のための取組 市及び県、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、<u>事業継続計画（BCP）等</u>の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。 また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 (1) <u>事業継続計画（BCP）等</u>の策定促進 ア 普及啓発活動 市及び県、商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）<u>等</u>の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、<u>中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u> イ 情報の提供 企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定や洪水ハザードマップ等を積極的に公表するものとする。 (2) <u>相談体制等</u>の整備	対策の追加 表記の整理 対策の追加

頁	行	修	正	前	修	正	後	備	考																																									
		川排水課、公園緑地課、下水建設課、消防総務課、消防救急課、予防課 ※2 <u>農政課は専門的な知識・技術を要する農業用水の巡視等の業務を行える職員に限られるため、災害警戒本部従事中であっても、当該業務を優先させる。</u> (3)、(4) (略) 3 災害対策本部 (1)～(4) (略) (5) 設置及び廃止の通知 設置及び廃止通知先 <table><tr><td>愛知県</td><td>尾張県民事務所</td><td>電話 052-961-7211 FAX 052-951-9106 防災行政無線 602-1101 (防災保安課) FAX 602-1150 (県民安全課)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 4 (略) 5 配備態勢等 本部配備態勢 <table><tr><th>種別</th><th></th><th>配備基準</th><th>配備要員</th><th>主な活動内容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>対 策 本 部</td><td>初動態勢</td><td>(略)</td><td>1 部長全員 2 (略) 3 技術部のうち道路課、公園緑地課、住宅施設課、都市整備課の各課は、全職員の半数 4、5 (略) 6 動員部の課は、管理職・別に指示する職員各1名</td><td>(略)</td></tr></table>			愛知県	尾張県民事務所	電話 052-961-7211 FAX 052-951-9106 防災行政無線 602-1101 (防災保安課) FAX 602-1150 (県民安全課)		(略)	(略)	種別		配備基準	配備要員	主な活動内容	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	対 策 本 部	初動態勢	(略)	1 部長全員 2 (略) 3 技術部のうち道路課、公園緑地課、住宅施設課、都市整備課の各課は、全職員の半数 4、5 (略) 6 動員部の課は、管理職・別に指示する職員各1名	(略)	公園緑地課、下水建設課、消防総務課、消防救急課、予防課 (削除) (3)、(4) (略) 3 災害対策本部 (1)～(4) (略) (5) 設置及び廃止の通知 設置及び廃止通知先 <table><tr><td>愛知県</td><td>尾張県民事務所 防災安全課</td><td>電話 052-961-7211 FAX 052-951-9106 防災行政無線 602-1101 FAX 602-1150</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 4 (略) 5 配備態勢等 本部配備態勢 <table><tr><th>種別</th><th></th><th>設置組織</th><th>配備要員</th><th>主な活動内容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>対 策 本 部</td><td>初動態勢</td><td>(略)</td><td>1 部長、次長、参事全員 2 (略) 3 技術部のうち道路課、公園緑地課、施設管理課、都市整備課の各課は、全職員の半数 4、5 (略) 6 総務班（総務課）、動員部、情報管理部（広報広聴課）は、管理職・別に指示</td><td>(略)</td></tr></table>			愛知県	尾張県民事務所 防災安全課	電話 052-961-7211 FAX 052-951-9106 防災行政無線 602-1101 FAX 602-1150		(略)	(略)	種別		設置組織	配備要員	主な活動内容	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	対 策 本 部	初動態勢	(略)	1 部長、次長、参事全員 2 (略) 3 技術部のうち道路課、公園緑地課、施設管理課、都市整備課の各課は、全職員の半数 4、5 (略) 6 総務班（総務課）、動員部、情報管理部（広報広聴課）は、管理職・別に指示	(略)	よる修正 表記の整理 態勢の変更による修正
愛知県	尾張県民事務所	電話 052-961-7211 FAX 052-951-9106 防災行政無線 602-1101 (防災保安課) FAX 602-1150 (県民安全課)																																																
	(略)	(略)																																																
種別		配備基準	配備要員	主な活動内容																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																														
対 策 本 部	初動態勢	(略)	1 部長全員 2 (略) 3 技術部のうち道路課、公園緑地課、住宅施設課、都市整備課の各課は、全職員の半数 4、5 (略) 6 動員部の課は、管理職・別に指示する職員各1名	(略)																																														
愛知県	尾張県民事務所 防災安全課	電話 052-961-7211 FAX 052-951-9106 防災行政無線 602-1101 FAX 602-1150																																																
	(略)	(略)																																																
種別		設置組織	配備要員	主な活動内容																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																														
対 策 本 部	初動態勢	(略)	1 部長、次長、参事全員 2 (略) 3 技術部のうち道路課、公園緑地課、施設管理課、都市整備課の各課は、全職員の半数 4、5 (略) 6 総務班（総務課）、動員部、情報管理部（広報広聴課）は、管理職・別に指示	(略)																																														

頁	行	修 正 前					修 正 後					備 考
					7 救護福祉部の各課は、管理職1名、主査職以下1名 (追加) <u>8～10</u> (略) <u>11</u> 消防補助員土のう班及び技術班のうち各当番1分隊 (追加) <u>12</u> (略)					する職員各1名 7 救護福祉部の各課は、管理職1名、主査職以下1名、状況により職員数を判断 <u>8</u> 物資供給部(農政課)は管理職1名、状況により職員数を判断 <u>9～11</u> (略) <u>12</u> 消防補助員土のう班当番2分隊の全員 <u>13</u> 消防補助員技術部等所属班は指定職員 <u>14</u> (略)		態勢の変更による修正
			第1次非常配備態勢		1 部長及び総括担当者(主幹を含む)全員 2 (略) 3 技術部のうち道路課、公園緑地課、住宅施設課、都市整備課の各課は、全職員の半数 4、5 (略) (追加) <u>6</u> (略) <u>7</u> 消防補助員土のう班及び技術班のうち各当番1分隊		第1次非常配備態勢		1 部長、次長、参事及び総括担当者(主幹を含む)全員 2 (略) 3 技術部のうち道路課、公園緑地課、施設管理課、都市整備課の各課は、全職員の半数 4、5 (略) <u>6</u> 救護福祉部は補佐職、主査職の半数、状況により職員数を判断 <u>7</u> (略) <u>8</u> 消防補助員土のう班当番2分隊の全員			

頁	行	修 正 前					修 正 後					備 考
					(追加) 8 (略) 9 (略)				9 消防補助員技術部等所属班は指定職員 10 (略) 11 (略)			
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
90	2	第2節 広域応援等の要請及び受入れ 3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条） (1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局					第2節 広域応援等の要請及び受入れ 3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条） (1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局					表記の整理
		市町名	担当部課名	住所	連絡先	電話 F A X 防 災 行 政 無 線 電 話	市町名	担当部課名	住所	連絡先	電話 F A X 防 災 行 政 無 線 電 話	
		犬山市	市民部 <u>地域安全課</u>	(略)	(略)		犬山市	市民部 <u>(防災監)</u> <u>防災交通課</u>	(略)	(略)		
		江南市	(略)	(略)	(略)		江南市	(略)	(略)	(略)		
		小牧市	総務部 危機管理課	(略)	(略)		小牧市	市民生活部 防災危機管理課	(略)	(略)		
		岩倉市	総務部 <u>危機管理課</u>	(略)	(略)		岩倉市	総務部 <u>協働安全課</u>	(略)	(略)		
		大口町	(略)	(略)	(略)		大口町	(略)	(略)	(略)		
		扶桑町	総務部 <u>総務課</u>	(略)	(略)		扶桑町	総務部 <u>災害対策室</u>	(略)	(略)		
		ア、イ (略)					ア、イ (略)					
		(2) 東尾張地区市町及び連絡担当部局					(2) 東尾張地区市町及び連絡担当部局					
		市町名	担当部課名	住所	連絡先	電話 F A X 防 災 行 政 無 線 電 話	市町名	担当部課名	住所	連絡先	電話 F A X 防 災 行 政 無 線 電 話	
		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		
		小牧市	総務部 危機管理課	(略)	(略)		小牧市	市民生活部 <u>防災危機管理課</u>	(略)	(略)		
		表記の整理					表記の整理					

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		日進市	総務部 危機管理課	(略)	(略)	日進市	生活安全部 防災交通課	(略)	(略)	
		清須市	総務部 防災行政課	(略)	(略)	清須市	危機管理部 危機管理課	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		(3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属する西日本ブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和元年度は、一宮市が代表市となっている。				(3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属するCブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和2年度は、本市が代表市となっているため、被災した場合は、副代表市である岸和田市へ応援を要請する。				施行時特例市 災害時相互応援協定の締結に伴う修正
		ア 応援の種類 (ア) 食糧、飲料水及び生活必需品の提供並びにその供給に必要な資機材の提供 (イ) (略) (ウ) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供 (エ) その他特に必要と認めるもの				ア 応援の種類 (ア) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供 (イ) (略) (ウ) 災害応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供 (エ) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要と認めるもの				
		イ 要請時に連絡すべき事項 (ア) 被害状況 (イ) (略) (ウ) 職員の職種及び人員並びに業務内容 (エ)、(オ) (略) (追加)				イ 要請時に連絡すべき事項 (ア) 被害の状況 (イ) (略) (ウ) 職員の職種及び人数並びに業務内容 (エ)、(オ) (略) (カ) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項				
		ウ 代表市の防災担当部署 西日本ブロック代表市 一宮市				ウ 副代表市の防災担当部署 Cブロック副代表市 岸和田市				
		担当課	住所	連絡先	電話 FAX	担当課	住所	連絡先	電話 FAX	
		総務部	愛知県一宮市本町2丁目	0586-28-8959		危機管理部	大阪府岸和田市岸城町7	072-423-9437		
		危機管理課	5番6号	0586-73-9212		危機管理課	番1号	072-423-6933		
		資料 「様式・資料集」全国施行時特例市市長会災害時相互応援に関する協定書（資料5-2）				資料 「様式・資料集」施行時特例市災害時相互応援に関する協定書（資料5-2）				

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
92	31	第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ (略) 自衛隊災害派遣要請系統図 ※1時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支部（県民事務所等）へも連絡すること。	第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ (略) 自衛隊災害派遣要請系統図 ※1時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部（県民事務所等）へも連絡すること。	表記の整理
95	24	第4節 ボランティアとの連携 1 災害救援ボランティアセンターの設置 (1) <u>ボランティア部は、災害の規模等必要に応じ災害救援ボランティアセンターを設置し、ボランティアコーディネーターと連携して、ボランティアの受入れ等支援活動を行う。</u> (2)、(3) (略) 2 ボランティアコーディネーター (1)、(2) (略) (3) ボランティア団体等との連携 市及び県は、<u>社会福祉協議会、市内及び市外から被災地入りしているNPO・ボランティア等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。</u>	第4節 ボランティアとの連携 1 災害救援ボランティアセンターの設置 (1) <u>大規模な災害が発生した場合、ボランティアとの連携及び被災地住民の速やかな自立・復興の支援を行うため市社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害救援ボランティアセンターを設置する。</u> (2)、(3) (略) 2 ボランティアコーディネーター (1)、(2) (略) (3) ボランティア団体等との連携 市及び県は、市内及び市外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、<u>情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</u> <u>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</u>	表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前		修 正 後		備 考																																
		八田川流域で <u>9.1</u> 地蔵川流域で <u>9</u> 複合基準※1が 内津川流域で (10、<u>10.9</u>) 八田川流域で (6、<u>8.7</u>) 地蔵川流域で (6、<u>6.4</u>) 庄内川流域で (8、<u>19.2</u>) を超えると予想される場合 庄内川に指定洪水予報（氾濫注意情報等）が 発表される場合 (略) (略)		八田川流域で <u>9.9</u> 地蔵川流域で <u>7.8</u> 複合基準※1が 内津川流域で (<u>6</u>、<u>11.2</u>) 八田川流域で (6、<u>9.2</u>) 地蔵川流域で (6、<u>5.9</u>) 庄内川流域で (8、<u>30.2</u>) を超えると予想される場合 庄内川に指定洪水予報（氾濫注意情報等）が 発表される場合 (略) (略)		修正																																
111	14	第3節 被害情報の収集及び伝達 1 情報の収集及び伝達 (1)、(2) (略) (3) 情報収集・伝達項目 <table><tr><th>収集・伝達の対象となる被害等</th><th>伝達内容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="6">建物被害</td><td>全壊</td></tr><tr><td>(追加)</td></tr><tr><td>半壊</td></tr><tr><td>(追加)</td></tr><tr><td><u>一部破損</u></td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 2 建物の被害調査 (1) (略) (2) 認定基準 <table><tr><td><u>住家全壊（全焼・全</u></td><td>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が</td></tr></table>		収集・伝達の対象となる被害等	伝達内容	(略)	(略)	建物被害	全壊	(追加)	半壊	(追加)	<u>一部破損</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>住家全壊（全焼・全</u>	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が	第3節 被害情報の収集及び伝達 1 情報の収集及び伝達 (1)、(2) (略) (3) 情報収集・伝達項目 <table><tr><th>収集・伝達の対象となる被害等</th><th>伝達内容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="6">建物被害</td><td>全壊</td></tr><tr><td><u>大規模半壊</u></td></tr><tr><td>半壊</td></tr><tr><td><u>準半壊</u></td></tr><tr><td><u>準半壊に至らない（一部損壊）</u></td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 2 建物の被害調査 (1) (略) (2) 認定基準 <table><tr><td>全壊</td><td>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに</td></tr></table>		収集・伝達の対象となる被害等	伝達内容	(略)	(略)	建物被害	全壊	<u>大規模半壊</u>	半壊	<u>準半壊</u>	<u>準半壊に至らない（一部損壊）</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに	被害認定基準 の変更に伴う 修正
収集・伝達の対象となる被害等	伝達内容																																					
(略)	(略)																																					
建物被害	全壊																																					
	(追加)																																					
	半壊																																					
	(追加)																																					
	<u>一部破損</u>																																					
	(略)																																					
(略)	(略)	(略)																																				
<u>住家全壊（全焼・全</u>	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が																																					
収集・伝達の対象となる被害等	伝達内容																																					
(略)	(略)																																					
建物被害	全壊																																					
	<u>大規模半壊</u>																																					
	半壊																																					
	<u>準半壊</u>																																					
	<u>準半壊に至らない（一部損壊）</u>																																					
	(略)																																					
(略)	(略)	(略)																																				
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに																																					

頁	行	修 正 前		修 正 後		備 考
		<u>流失)</u>	被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。) が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもとする。		再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもとする。	被害認定基準 の変更に伴う 修正
		(追加)	(追加)	<u>大規模 半壊</u>	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のもとする。	
		<u>住家半 壊 (半 焼)</u>	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもとする。	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもで、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもとする。	
		(追加)	(追加)	<u>準半壊</u>	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもとする。	
		<u>一部破 損</u>	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚	<u>準半壊 に至ら</u>	上のいずれにも至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚	

頁	行	修	正	前	修	正	後	備	考																												
				破損した程度のごく小さなものは除く。 (略) (略)	<u>ない</u> <u>(一部</u> <u>損壊)</u> (略) (略)			表記の整理	県の体制変更に伴う修正																												
		3 (略)	4 火災、災害即報要領に基づく報告 (1) 市は、火災、災害即報要領 (昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下「即報要領」という。) に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式 1 により第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。 5 (略) 愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先	3 (略)	4 火災・災害等即報要領に基づく報告 (1) 市は、火災・災害等即報要領 (昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下「即報要領」という。) に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式 1 により第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。 5 (略) 愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先																																
				<table><tr><td>区分</td><td>第 1 非常配備</td><td>第 2 非常配備 (準備体制)</td><td>(追加)</td><td>第 2 非常配備 (警戒体制)</td><td>第 3 非常配備</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 愛知県災害対策本部への連絡先	区分	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	(追加)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			<table><tr><td>区分</td><td>第 1 非常配備</td><td>第 2 非常配備 (準備体制)</td><td>第 2 非常配備 (準備強化体制)</td><td>第 2 非常配備 (警戒体制)</td><td>第 3 非常配備</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 愛知県災害対策本部への連絡先	区分	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (準備強化体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						
区分	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	(追加)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																
区分	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (準備強化体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																
				<table><tr><td></td><td>平常時</td><td>第 1 非常配備</td><td>第 2 非常配備 (準備体制)</td><td>(追加)</td><td>第 2 非常配備 (警戒態勢)</td><td>第 3 非常配備</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>		平常時	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	(追加)	第 2 非常配備 (警戒態勢)	第 3 非常配備		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			<table><tr><td></td><td>平常時</td><td>第 1 非常配備</td><td>第 2 非常配備 (準備体制)</td><td>第 2 非常配備 (準備強化体制)</td><td>第 2 非常配備 (警戒体制)</td><td>第 3 非常配備</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>		平常時	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (準備強化体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	平常時	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	(追加)	第 2 非常配備 (警戒態勢)	第 3 非常配備																															
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																															
	平常時	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (準備強化体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備																															
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																															
120	21	第 4 節 市民への広報及び相談窓口 4 広報の手段 (1)、(2) (略) (3) 多様な情報手段の活用 臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Web サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。			第 4 節 市民への広報及び相談窓口 4 広報の手段 (1)、(2) (略) (3) 多様な情報手段の活用 臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Web サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、 <u>停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。</u>			対策の追加																													
128	28	第 3 章 消防・救助活動 第 1 節 消防活動			第 3 章 消防・救助活動 第 1 節 消防活動																																

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																														
		4 航空機事故による災害対策 (略) 資料 「様式・資料集」愛知県名古屋飛行場及びその周辺における 消防活動に関する業務協定 (資料 5－42)	4 航空機事故による災害対策 (略) 資料 「様式・資料集」愛知県名古屋飛行場及びその周辺における 消防活動に関する業務協定 (資料 5－43)	表記の整理																														
138	6	第 3 節 広域応援の要請 5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 <table><tr><th colspan="2">協定名称</th><th>協定機関</th></tr><tr><td>1</td><td>愛知県内広域消防相互応援協 定 (資料 5－33)</td><td>県内 37 市町村・消防組 合</td></tr><tr><td>2</td><td>消防相互応援協定 (資料 5－ 34)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3</td><td>愛知県下高速道路における消 防相互応援協定 (資料 5－38)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>4</td><td>愛知県名古屋飛行場及びその 周辺における消防活動に関す る業務協定 (資料 5－35)</td><td>(略)</td></tr></table>	協定名称		協定機関	1	愛知県内広域消防相互応援協 定 (資料 5－33)	県内 37 市町村・消防組 合	2	消防相互応援協定 (資料 5－ 34)	(略)	3	愛知県下高速道路における消 防相互応援協定 (資料 5－38)	(略)	4	愛知県名古屋飛行場及びその 周辺における消防活動に関す る業務協定 (資料 5－35)	(略)	第 3 節 広域応援の要請 5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 <table><tr><th colspan="2">協定名称</th><th>協定機関</th></tr><tr><td>1</td><td>愛知県内広域消防相互応援協 定 (資料 5－41)</td><td>県内 34 市町村・消防組 合</td></tr><tr><td>2</td><td>消防相互応援協定 (資料 5－ 42)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3</td><td>愛知県名古屋飛行場及びその 周辺における消防活動に関す る業務協定 (資料 5－43)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>4</td><td>愛知県下高速道路における消 防相互応援協定 (資料 5－46)</td><td>(略)</td></tr></table>	協定名称		協定機関	1	愛知県内広域消防相互応援協 定 (資料 5－41)	県内 34 市町村・消防組 合	2	消防相互応援協定 (資料 5－ 42)	(略)	3	愛知県名古屋飛行場及びその 周辺における消防活動に関す る業務協定 (資料 5－43)	(略)	4	愛知県下高速道路における消 防相互応援協定 (資料 5－46)	(略)	表記の整理
協定名称		協定機関																																
1	愛知県内広域消防相互応援協 定 (資料 5－33)	県内 37 市町村・消防組 合																																
2	消防相互応援協定 (資料 5－ 34)	(略)																																
3	愛知県下高速道路における消 防相互応援協定 (資料 5－38)	(略)																																
4	愛知県名古屋飛行場及びその 周辺における消防活動に関す る業務協定 (資料 5－35)	(略)																																
協定名称		協定機関																																
1	愛知県内広域消防相互応援協 定 (資料 5－41)	県内 34 市町村・消防組 合																																
2	消防相互応援協定 (資料 5－ 42)	(略)																																
3	愛知県名古屋飛行場及びその 周辺における消防活動に関す る業務協定 (資料 5－43)	(略)																																
4	愛知県下高速道路における消 防相互応援協定 (資料 5－46)	(略)																																
138	30	第 4 節 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備【消防公安部】 1 (略) (追加) 2 (略)	第 4 節 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 【本部事務局部、動員部、消防公安部】 1 (略) 2 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 また、市及び県は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 3 (略)	表記の整理 対策の追加																														
140	16	第 4 章 水防活動 第 1 節 水防体制 2 水防配備態勢 (1) 水防配備態勢の種類及び時期 <table><tr><th>配備態勢</th><th>配備時期</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	配備態勢	配備時期			第 4 章 水防活動 第 1 節 水防体制 2 水防配備態勢 (1) 水防配備態勢の種類及び時期 <table><tr><th>配備態勢</th><th>配備時期</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	配備態勢	配備時期																									
配備態勢	配備時期																																	
配備態勢	配備時期																																	

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
		警戒態勢	初 動 態 勢	2 名（指定11課※1を除く庁舎内各部管理職 2 名を輪番制で指定）	(略)	警戒態勢	初 動 態 勢	2 名（指定10課※1を除く庁舎内各部管理職 2 名を輪番制で指定）	(略)	組織態勢の変更による修正
	1 次 当 番者※2		6 名（初動当番者 2 名に加え、指定11課※1の管理職 2 名及び指定11課※1を除く庁内各部管理職 2 名を輪番制で指定）	1 次 当 番者(削除)			6 名（初動当番者 2 名に加え、指定10課※1の管理職 2 名及び指定10課※1を除く庁内各部管理職 2 名を輪番制で指定）			
	(略)		(略)	(略)			(略)			
	水防初動態勢		(略) ・消防公安部においては非常召集に基づく招集者 (略)	(略)			水防初動態勢	(略) ・消防公安部においては非常召集に基づく招集者 (略)		
		水 防 第 1 次 配 備 態 勢	(略) ・消防公安部においては非常召集に基づく招集者 (略)	(略)		水 防 第 1 次 配 備 態 勢	(略) ・消防公安部においては非常召集に基づく招集者 (略)	(略)	表記の整理	
		水 防 第 2 次 配 備 態 勢	(略) ・消防公安部においては非常召集に基づく招集者 (略)	(略)		水 防 第 2 次 配 備 態 勢	(略) ・消防公安部においては非常召集に基づく招集者 (略)	(略)	表記の整理	
		※1 市民安全課、農政課、都市政策課、都市整備課、道路課、河川排水課、公園緑地課、下水建設課、消防総務課、消防救急課、予防課 ※2 農政課は専門的な知識・技術を要する農業用水の巡視等の業務を行える職員に限られるため、災害警戒本部従事中であっても、当該業務を優先させる。 (2) 解除 水位が通報水位以下に減じ、水害の危険がなくなったときは、水防配備態勢を解除する。				※1 市民安全課、都市政策課、都市整備課、道路課、河川排水課、公園緑地課、下水建設課、消防総務課、消防救急課、予防課 (削除) (2) 解除 水位が通報水位以下に減じ、水害の危険がなくなったときは、本部事務局部長（建設部長）の指示に基づき水防配備態勢を解除する。				
143	11	第 2 節 水防活動の実施				第 2 節 水防活動の実施				水防計画の見直しによる修正

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		4 水防作業 河川、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておくとは危険となる場合は、水防管理者は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として積土<u>俵</u>工、月の輪工、釜段工、木流工、杭打積土<u>俵</u>工、築廻し工等の水防工法を実施する。	4 水防作業 河川、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておくとは危険となる場合は、水防管理者は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として積土の<u>う</u>工、月の輪工、釜段工、木流工、杭打積土の<u>う</u>工、築廻し工等の水防工法を実施する。	表記の整理
145	11	第5章 救援及び救護 第1節 避難 (略) 避難勧告等を発令するにあたり、住民の周囲の状況等により、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。 1 避難勧告等 (1)～(9) (略) (10) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は「屋内安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。 2～4 (略) 5 避難所の開設 災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。</u>	第5章 救援及び救護 第1節 避難 (略) 避難勧告等を発令するにあたり、住民の周囲の状況等により、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保 <u>(垂直避難等)</u>」の安全確保措置を指示することができる。 1 避難勧告等 (1)～(9) (略) (10) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は「屋内安全確保 <u>(垂直避難等)</u>」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。 2～4 (略) 5 避難所の開設 災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとし、<u>避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u> <u>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u>	表記の整理 表記の整理 表記の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>また、要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u> なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとするが、避難所が危険で不適当となった場合は、別の避難所に移送する。 (1)～(3) (略)	<u>あわせて、要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u> なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとするが、避難所が危険で不適当となった場合は、別の避難所に移送する。 (1)～(3) (略)	表記の整理
		6 避難所の管理運営 避難所内の混乱を防止し、安全かつ適正な管理を図るため避難所には、市の職員を配置するとともに、避難所の運営にあたっては、次の点に留意する。 (1)、(2) (略) (3) 職員は、避難所の自治組織の結成を促し、避難者がお互いに助け合う自主的な避難所生活が行えるよう支援する。 (4)～(13) (略) (14) 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 (15) (略) (追加) (追加)	6 避難所の管理運営 避難所内の混乱を防止し、安全かつ適正な管理を図るため避難所には、市の職員を配置するとともに、避難所の運営にあたっては、次の点に留意する。 <u>また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u> (1)、(2) (略) (3) 職員は、避難所の自治組織の結成を促し、避難者がお互いに助け合う自主的な避難所運営が行えるよう支援する。 (4)～(13) (略) (14) <u>必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u> (15) (略) (16) <u>市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u> (17) <u>市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u>	対策の追加 表記の整理 表記の整理 対策の追加 対策の追加
155	9	第2節 給水 (略)	第2節 給水 (略)	

頁	行	修 正 前		修 正 後		備 考
		株式会社カーマ 株式会社ケーヨー <u>株式会社エンチョー</u> 株式会社ホームセンターアント 株式会社オークワ 株式会社バローホールディングス		<u>DCMカーマ株式会社</u> 株式会社ケーヨー <u>(削除)</u> 株式会社ホームセンターアント 株式会社オークワ 株式会社バローホールディングス		表記の整理 協定の解消による修正
		株式会社赤ちゃん本舗 <u>株式会社赤ちゃんデパート水谷</u>	粉ミルク、離乳食	株式会社赤ちゃん本舗 <u>(削除)</u>	粉ミルク、 <u>液体ミルク</u> 、 <u>離乳食</u>	表記の整理 協定の解消による修正
		資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資（資料３－２） 災害時における物資調達に関する協定（資料５－ <u>55～60</u> ） 災害時における支援協力に関する協定（資料５－ <u>68、69、71、75、76</u> ）		資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資（資料３－２） 災害時における物資調達に関する協定（資料５－ <u>56～61</u> ） 災害時における支援協力に関する協定（資料５－ <u>69、70、72、76、77</u> ）		表記の整理
160	14	第４節 生活必需品 ５ 物資の調達に関する協定（略）		第４節 生活必需品 ５ 物資の調達に関する協定（略）		表記の整理 表記の整理 協定の解消による修正
		協定先	物資の種別	協定先	物資の種別	
		尾張中央農業協同組合 春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち （追加） 株式会社清水屋春日井店 イオンリテール株式会社イオン春日井店 ユニー株式会社アピタ高蔵寺店 株式会社カーマ 株式会社ケーヨー <u>株式会社エンチョー</u> 株式会社ホームセンターアント 株式会社オークワ 株式会社バローホールディングス	(略)	尾張中央農業協同組合 春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち <u>名古屋勤労市民生活協同組合</u> 株式会社清水屋春日井店 イオンリテール株式会社イオン春日井店 ユニー株式会社アピタ高蔵寺店 <u>DCMカーマ株式会社</u> 株式会社ケーヨー <u>(削除)</u> 株式会社ホームセンターアント 株式会社オークワ 株式会社バローホールディングス	(略)	
		株式会社赤ちゃん本舗	(略)	株式会社赤ちゃん本舗	(略)	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定 (資料 5－<u>49</u>) 春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との 災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書 (資料 5－<u>50</u>)	災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定 (資料 5－<u>50</u>) 春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書 (資料 5－<u>51</u>)	
164	26	第 6 節 住宅の確保 2 <u>県（建設部）及び市</u>における措置 (1)～(3) (略) (4) 応急仮設住宅の建設 ア、イ (略) ウ 建設方法 所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。 ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。 (5) (略) (6) 被災者の入居及び管理運営 市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。 ア 入居対象者 <u>災害</u>により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。 イ (略) ウ 管理運営 (ア) (略) (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や<u>ひきこもり</u>などを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めと	第 6 節 住宅の確保 2 <u>市及び県</u>における措置 (1)～(3) (略) (4) 応急仮設住宅の建設 ア、イ (略) ウ 建設方法 所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。 ただし、状況に応じて、<u>知事</u>の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。 (5) (略) (6) 被災者の入居及び管理運営 市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。 ア 入居対象者 <u>風水害</u>により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。 イ (略) ウ 管理運営 (ア) (略) (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や<u>引きこもり</u>などを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めと	表記の整理 表記の整理 表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		する生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 エ (略) <u>3 災害救助法の適用等</u> <u>(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u> <u>(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。</u> <u>4 (略)</u> <u>5 被災住宅の応急修理</u> <u>(1) 修理の対象住家</u> <u>住宅が半壊又は半焼し、その居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。</u> (2)～(5) (略) <u>(6) 給付対象者の範囲</u> <u>半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</u> <u>(7) 災害救助法の適用</u> <u>ア 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u> <u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u> <u>イ 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。</u> <u>6 (略)</u>	する生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 エ (略) <u>(削除)</u> <u>3 (略)</u> <u>4 被災住宅の応急修理</u> <u>(1) 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>ア 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u> <u>イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u> (2)～(5) (略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>5 (略)</u>	表記の整理 表記の整理 表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考														
171	12	第8節 遺体の処理 5 応援要求 自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資器材について応援を要請する。 (追加) 6、7 (略) 8 遺体の埋火葬 (1)～(5) (略) <u>(6) 応援要求</u> <u>自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資器材について応援を要請する。</u> <u>この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、当該協定によるものとする。</u> <u>さらに、必要に応じて県への応援を要求する。</u>	第8節 遺体の処理 5 応援要求 自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資器材について応援を要請する。 <u>この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、当該協定によるものとする。</u> 6、7 (略) 8 遺体の埋火葬 (1)～(5) (略) <u>(削除)</u>	表記の整理 表記の整理														
173	6	第9節 緊急輸送 1 緊急輸送手段の確保 (1)～(3) (略) (4) 緊急車両の調達等 ア (略) イ 災害の規模等必要に応じ、協定締結団体に協力を要請する。 <table><tr><th>協定先</th><th>協定の内容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(追加)</td><td>(追加)</td></tr></table> ウ (略) 2 燃料の確保 (略)	協定先	協定の内容	(略)	(略)	(追加)	(追加)	第9節 緊急輸送 1 緊急輸送手段の確保 (1)～(3) (略) (4) 緊急車両の調達等 ア (略) イ 災害の規模等必要に応じ、協定締結団体に協力を要請する。 <table><tr><th>協定先</th><th>協定の内容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>株式会社トヨタレンタリース愛知</td><td><u>輸送車両の供給</u></td></tr><tr><td>株式会社トヨタレンタリース名古屋</td><td></td></tr></table> ウ (略) 2 燃料の確保 (略)	協定先	協定の内容	(略)	(略)	株式会社トヨタレンタリース愛知	<u>輸送車両の供給</u>	株式会社トヨタレンタリース名古屋		協定の締結による追加
協定先	協定の内容																	
(略)	(略)																	
(追加)	(追加)																	
協定先	協定の内容																	
(略)	(略)																	
株式会社トヨタレンタリース愛知	<u>輸送車両の供給</u>																	
株式会社トヨタレンタリース名古屋																		

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		資料 「様式・資料集」要配慮者搬送用公用車（資料４－２） 災害時における物資調達に関する協定 （資料５－ <u>55</u> ～60、62、 <u>65</u> ） 災害時における物資等の輸送及び保管 場所の確保等に関する協定 （資料５－ <u>66</u> ） 災害時における物資輸送及び輸送車両 <u>の供給</u> に関する協定（資料５－ <u>67</u> ） 災害時における人員輸送に関する協定 （資料５－25、26） （追加） 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等 要領（資料６－４）	資料 「様式・資料集」要配慮者搬送用公用車（資料４－２） 災害時における物資調達に関する協定 （資料５－ <u>56</u> ～61、63、 <u>66</u> ） 災害時における物資等の輸送及び保管 場所の確保等に関する協定 （資料５－ <u>67</u> ） 災害時における物資輸送等に関する協 定（資料５－ <u>68</u> ） 災害時における人員輸送に関する協定 （資料５－25、26） <u>災害時における自動車等の提供に関する</u> <u>協定</u> （資料５－ <u>27</u> ） 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要 領（資料６－４）	表記の整理 表記の整理
178	18	第６章 要配慮者対策 第２節 要配慮者への対応 ４ 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 (1) (略) <u>(2) 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u> <u>(3)、(4) (略)</u>	第６章 要配慮者対策 第２節 要配慮者への対応 ４ 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 (1) (略) <u>(削除)</u> <u>(2)、(3) (略)</u>	表記の整理
180	30	第７章 都市施設の応急対策 第１節 公共施設 ４ 市庁舎等の公共施設 (1)～(3) (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協 定（資料５－ <u>31</u> 、 <u>33</u> ）	第７章 都市施設の応急対策 第１節 公共施設 ４ 市庁舎等の公共施設 (1)～(3) (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定 （資料５－ <u>32</u> 、 <u>34</u> ）	表記の整理
181	7	第２節 ライフライン 上水道をはじめとするライフライン関係機関は、災害発生後速や かに応急活動体制を確立し、被害状況の把握、施設機能の回復、危 険防止等の応急復旧措置を講ずる。 ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最 優先として情報収集に当たるものとする。	第２節 ライフライン 上水道をはじめとするライフライン関係機関は、災害発生後速や かに応急活動体制を確立し、被害状況の把握、施設機能の回復、危 険防止等の応急復旧措置を講ずる。 ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最 優先として情報収集に当たるものとする。 <u>また、市、県、国及びライフライン事業者等は、合同会議、調整</u>	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。 1 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定(資料5－<u>32</u>) 2 (略) 3 電力 中部電力株式会社は、災害の規模等状況に応じ、次の措置を講ずる。 (1)、(2) (略) (3) 広報 感電事故、漏電等による出火を防止するため、広報車等により復旧状況、安全対策等に関する十分な広報を実施する。 4、5 (略) 6 電話 (1) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 (略)	<u>会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。</u> なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。 1 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定(資料5－<u>33</u>) 2 (略) 3 電力 中部電力株式会社、<u>中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ及び株式会社 J E R A</u>は、災害の規模等状況に応じ、次の措置を講ずる。 (1)、(2) (略) (3) 広報 感電事故、漏電等による出火を防止するため、広報車等により復旧状況、安全対策等に関する十分な広報を実施する。 <u>また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。</u> <u>さらに、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。</u> 4、5 (略) 6 電話 (1) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 <u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</u> (略)	表記の整理 表記の整理 対策の追加 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(2) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社 緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 (略)	(2) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社 緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 <u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</u> (略)	対策の追加
185	17	第8章 交通対策及び災害警備 第1節 交通障害物の撤去 災害時の応急対策を円滑に実施するため、道路障害物の撤去、路上放置車両等に対する必要な措置を行い、緊急通行車両の通行を確保する。 1 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定(資料5-31)	第8章 交通対策及び災害警備 第1節 交通障害物の撤去 災害時の応急対策を円滑に実施するため、道路障害物の撤去、路上放置車両等に対する必要な措置を行い、緊急通行車両の通行を確保する。 <u>また、ライフライン施設の応急復旧を行うため、市、県、国、ライフライン事業者等で実施する合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</u> 1 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定(資料5-32)	対策の追加 表記の整理
190	19	第2節 交通規制 2 車両の運転者がとるべき措置 災対法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われたときは、<u>通行禁止区域内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</u> (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。 ア <u>道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、指定された道路の区間以外の場所</u> イ <u>区域を指定して交通の規制が行われたときは、指定された区域の道路以外の場所</u>	第2節 交通規制 2 車両の運転者がとるべき措置 災対法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われたときは、<u>同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</u> (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。 ア <u>緊急交通路に指定された区間以外の場所</u> イ <u>緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所</u>	表記の整理
193	6	第9章 廃棄物対策 第1節 ごみ・し尿対策	第9章 廃棄物対策 第1節 ごみ・し尿対策	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		2 処理体制の確保 (1) (略) (2) 応援・協力要請 ア、イ (略) (追加) 資料 「様式・資料集」 清掃施設・設備 (資料 2-5) ごみ処理相互応援に関する協定 (資料 5-78) 災害時におけるフロン類の回収に関する協定 (資料 5-79) 災害時における廃棄物の処理等に関する協定 (資料 5-80~83) 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定 (資料 5-84) 第 2 節 がれき対策 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料 5-31、33)	2 処理体制の確保 (1) (略) (2) 応援・協力要請 ア、イ (略) <u>ウ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u> 資料 「様式・資料集」 清掃施設・設備 (資料 2-5) ごみ処理相互応援に関する協定 (資料 5-79) 災害時におけるフロン類の回収に関する協定 (資料 5-80) 災害時における廃棄物の処理等に関する協定 (資料 5-81~84) 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定 (資料 5-85) 第 2 節 がれき対策 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料 5-32、34)	対策の追加 表記の整理
199	14	第 10 章 教育対策 第 2 節 学校教育の早期再開 3 学校給食 (1) 学校の再開に併せて速やかに学校給食が実施できるよう、調理場等の復旧に努める。 なお、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。 (2) 学校給食は、調理場の施設で被災者の炊出しを実施する場合、感染症等の危険の発生が予測される場合その他給食の実施が適当でないと認められる場合は、一時中断する。	第 10 章 教育対策 第 2 節 学校教育の早期再開 3 学校給食 (1) 学校の再開に併せて速やかに学校給食が実施できるよう、<u>各調理場 (前並・稲口・白山・東部)</u>等の復旧に努める。 なお、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。 (2) 学校給食は、<u>各調理場 (前並・稲口・白山・東部)</u>の施設で被災者の炊出しを実施する場合、感染症等の危険の発生が予測される場合その他給食の実施が適当でないと認められる場合は、一時中断する。	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																																																																		
200	14	第3節 社会教育及び文化財 3 文化財対策 文化財が被害を受けたときは、教育委員会は被害調査を実施し、文化庁及び <u>県教育委員会</u> の指導の下に所有者と協議し復旧対策を講ずる。	第3節 社会教育及び文化財 3 文化財対策 文化財が被害を受けたときは、教育委員会は被害調査を実施し、文化庁及び県の指導の下に所有者と協議し復旧対策を講ずる。	県の組織改正に伴う修正																																																																																																																		
202	3	第11章 災害救助法の適用 2 救助の種類 救助法が適用された場合の救助は、知事が実施するものであるが、救助法第16条の規定に基づき、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社愛知県支部が実施するほか、救助法第13条の規定に基づき、市長が知事の委任を受けて実施する。 (略) 3 救助の程度、方法等 救助の <u>程度、方法等</u> は、災害救助法施行細則の規定による。	第11章 災害救助法の適用 2 救助の種類 救助法が適用された場合の救助は、知事が実施するものであるが、救助法第16条の規定に基づき、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社愛知県支部が実施するほか、救助法第13条の規定に基づき、市長が知事の委任を受けて実施する。 また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。 (略) 3 救助の程度、方法等 救助の <u>対象、方法、経費及び期間</u> については、災害救助法施行細則の規定による。	対策の追加 表記の整理																																																																																																																		
214	13	資料2 河川 (1) 1級河川 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th><th colspan="2">区間</th><th rowspan="2">河川延長 (km)</th><th rowspan="2">流域面積 (km²)</th></tr> <tr> <th>上流端</th><th>下流端</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>庄内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>八田川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>大山川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>生地川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>地藏川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>新地藏川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>内津川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>内津川放水 路</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>大谷川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>西行堂川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	河川名	区間		河川延長 (km)	流域面積 (km ²)	上流端	下流端	庄内川	(略)	(略)	(略)	(略)	八田川	(略)	(略)	(略)	(略)	大山川	(略)	(略)	(略)	(略)	生地川	(略)	(略)	(略)	(略)	地藏川	(略)	(略)	(略)	(略)	新地藏川	(略)	(略)	(略)	(略)	内津川	(略)	(略)	(略)	(略)	内津川放水 路	(略)	(略)	(略)	(略)	大谷川	(略)	(略)	(略)	(略)	西行堂川	(略)	(略)	(略)	(略)	資料2 河川 (1) 1級河川 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th><th colspan="2">区間</th><th rowspan="2">河川延長 (km)</th><th rowspan="2">流域面積 (km²)</th></tr> <tr> <th>上流端</th><th>下流端</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>庄内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>八田川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>大山川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>生地川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>地藏川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>新地藏川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>内津川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>内津川放水 路</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>大谷川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>西行堂川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	河川名	区間		河川延長 (km)	流域面積 (km ²)	上流端	下流端	庄内川	(略)	(略)	(略)	(略)	八田川	(略)	(略)	(略)	(略)	大山川	(略)	(略)	(略)	(略)	生地川	(略)	(略)	(略)	(略)	地藏川	(略)	(略)	(略)	(略)	新地藏川	(略)	(略)	(略)	(略)	内津川	(略)	(略)	(略)	(略)	内津川放水 路	(略)	(略)	(略)	(略)	大谷川	(略)	(略)	(略)	(略)	西行堂川	(略)	(略)	(略)	(略)	
河川名	区間			河川延長 (km)	流域面積 (km ²)																																																																																																																	
	上流端	下流端																																																																																																																				
庄内川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																		
八田川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																		
大山川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																		
生地川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																		
地藏川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																		
新地藏川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																		
内津川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																		
内津川放水 路	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																		
大谷川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																		
西行堂川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																		
河川名	区間		河川延長 (km)	流域面積 (km ²)																																																																																																																		
	上流端	下流端																																																																																																																				
庄内川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																		
八田川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																		
大山川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																		
生地川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																		
地藏川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																		
新地藏川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																		
内津川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																		
内津川放水 路	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																		
大谷川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																		
西行堂川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																		

頁	行	修 正 前					修 正 後					備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		<table><tr><td>繁田川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>新繁田川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>うぐい川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>内津川放水 路</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (注) 1 (略) 2 指定年月日は、<u>いずれも</u>昭和 44 年 3 月 20 日である。					繁田川	(略)	(略)	(略)	(略)	新繁田川	(略)	(略)	(略)	(略)	うぐい川	(略)	(略)	(略)	(略)	内津川放水 路	(略)	(略)	(略)	(略)	<table><tr><td>繁田川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>新繁田川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>うぐい川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>地蔵川放水 路</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (注) 1 (略) 2 指定年月日は、昭和 44 年 3 月 20 日である。<u>(内津川放 水路、地蔵川放水路を除く)</u>					繁田川	(略)	(略)	(略)	(略)	新繁田川	(略)	(略)	(略)	(略)	うぐい川	(略)	(略)	(略)	(略)	地蔵川放水 路	(略)	(略)	(略)	(略)	表記の整理																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
繁田川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
新繁田川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
うぐい川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
内津川放水 路	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
繁田川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
新繁田川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
うぐい川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地蔵川放水 路	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
216	1	資料 3 気候 (1) 気温、風速、降雨量等					資料 3 気候 (1) 気温、風速、降雨量等					情報の追加																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		<table><tr><th rowspan="3">年 月</th><th colspan="3">気 温</th><th colspan="2">風 速</th><th rowspan="3">降雨日数</th><th rowspan="3">降 雨 量</th><th colspan="2">日 最 大 降 雨 量</th></tr><tr><th>平 均</th><th>最 高</th><th>最 低</th><th>平 均</th><th>最 高</th><th>月 日</th><th>降 雨 量</th></tr><tr><th>℃</th><th>℃</th><th>℃</th><th>m</th><th>m</th><th></th><th>mm</th></tr><tr><td>平成25年</td><td>16.4</td><td>37.8</td><td>-3.4</td><td>3.7</td><td>20.6</td><td>91</td><td>1,126.5</td><td>9月4日</td><td>94.5</td></tr><tr><td>26</td><td>16.1</td><td>37.8</td><td>-2.0</td><td>3.7</td><td>18.8</td><td>111</td><td>1,247.0</td><td>8月6日</td><td>96.0</td></tr><tr><td>27</td><td>16.7</td><td>42.0</td><td>-1.7</td><td>3.5</td><td>22.5</td><td>117</td><td>1,565.5</td><td>8月29日</td><td>57.0</td></tr><tr><td>28</td><td>17.1</td><td>39.2</td><td>-5.0</td><td>3.4</td><td>16.6</td><td>114</td><td>1,506.5</td><td>9月20日</td><td>99.5</td></tr><tr><td>29</td><td>16.2</td><td>37.7</td><td>-3.4</td><td>3.5</td><td>20.6</td><td>108</td><td>1,428.0</td><td>10月22日</td><td>144.0</td></tr><tr><td>29年 1</td><td>4.9</td><td>14.5</td><td>-3.4</td><td>3.7</td><td>14.4</td><td>6</td><td>23.0</td><td>1月8日</td><td>14.5</td></tr><tr><td>2</td><td>5.3</td><td>14.7</td><td>-1.5</td><td>4.4</td><td>14.4</td><td>5</td><td>37.0</td><td>2月23日</td><td>19.5</td></tr><tr><td>3</td><td>8.5</td><td>20.6</td><td>0.6</td><td>4.4</td><td>15.5</td><td>7</td><td>49.0</td><td>3月21日</td><td>26.0</td></tr><tr><td>4</td><td>15.1</td><td>28.3</td><td>3.8</td><td>3.8</td><td>16.5</td><td>11</td><td>127.5</td><td>4月17日</td><td>38.5</td></tr><tr><td>5</td><td>21.0</td><td>34.7</td><td>10.1</td><td>3.1</td><td>11.8</td><td>6</td><td>45.0</td><td>5月25日</td><td>14.0</td></tr><tr><td>6</td><td>22.8</td><td>33.7</td><td>14.4</td><td>3.5</td><td>13.8</td><td>8</td><td>131.0</td><td>6月30日</td><td>75.0</td></tr><tr><td>7</td><td>28.7</td><td>37.7</td><td>21.1</td><td>2.6</td><td>10.2</td><td>14</td><td>173.0</td><td>7月4日</td><td>62.5</td></tr><tr><td>8</td><td>28.5</td><td>37.5</td><td>21.2</td><td>3.2</td><td>15.9</td><td>12</td><td>260.5</td><td>8月18日</td><td>75.5</td></tr><tr><td>9</td><td>24.0</td><td>33.8</td><td>13.0</td><td>3.3</td><td>20.6</td><td>12</td><td>98.0</td><td>9月16日</td><td>24.5</td></tr><tr><td>10</td><td>18.1</td><td>30.9</td><td>8.0</td><td>3.4</td><td>18.6</td><td>17</td><td>417.5</td><td>10月22日</td><td>144.0</td></tr><tr><td>11</td><td>11.7</td><td>24.2</td><td>2.8</td><td>3.0</td><td>15.4</td><td>7</td><td>39.5</td><td>11月18日</td><td>15.0</td></tr><tr><td>12</td><td>5.8</td><td>15.4</td><td>-1.2</td><td>3.6</td><td>13.1</td><td>3</td><td>27.0</td><td>12月24日</td><td>21.5</td></tr></table>					年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日 最 大 降 雨 量		平 均	最 高	最 低	平 均	最 高	月 日	降 雨 量	℃	℃	℃	m	m		mm	平成25年	16.4	37.8	-3.4	3.7	20.6	91	1,126.5	9月4日	94.5	26	16.1	37.8	-2.0	3.7	18.8	111	1,247.0	8月6日	96.0	27	16.7	42.0	-1.7	3.5	22.5	117	1,565.5	8月29日	57.0	28	17.1	39.2	-5.0	3.4	16.6	114	1,506.5	9月20日	99.5	29	16.2	37.7	-3.4	3.5	20.6	108	1,428.0	10月22日	144.0	29年 1	4.9	14.5	-3.4	3.7	14.4	6	23.0	1月8日	14.5	2	5.3	14.7	-1.5	4.4	14.4	5	37.0	2月23日	19.5	3	8.5	20.6	0.6	4.4	15.5	7	49.0	3月21日	26.0	4	15.1	28.3	3.8	3.8	16.5	11	127.5	4月17日	38.5	5	21.0	34.7	10.1	3.1	11.8	6	45.0	5月25日	14.0	6	22.8	33.7	14.4	3.5	13.8	8	131.0	6月30日	75.0	7	28.7	37.7	21.1	2.6	10.2	14	173.0	7月4日	62.5	8	28.5	37.5	21.2	3.2	15.9	12	260.5	8月18日	75.5	9	24.0	33.8	13.0	3.3	20.6	12	98.0	9月16日	24.5	10	18.1	30.9	8.0	3.4	18.6	17	417.5	10月22日	144.0	11	11.7	24.2	2.8	3.0	15.4	7	39.5	11月18日	15.0	12	5.8	15.4	-1.2	3.6	13.1	3	27.0	12月24日	21.5	<table><tr><th rowspan="3">年 月</th><th colspan="3">気 温</th><th colspan="2">風 速</th><th rowspan="3">降雨日数</th><th rowspan="3">降 雨 量</th><th colspan="2">日 最 大 降 雨 量</th></tr><tr><th>平 均</th><th>最 高</th><th>最 低</th><th>平 均</th><th>最 高</th><th>月 日</th><th>降 雨 量</th></tr><tr><th>℃</th><th>℃</th><th>℃</th><th>m</th><th>m</th><th></th><th>mm</th></tr><tr><td>平成26年</td><td>16.1</td><td>37.8</td><td>-2.0</td><td>3.7</td><td>18.8</td><td>111</td><td>1,247.0</td><td>8月6日</td><td>96.0</td></tr><tr><td>27</td><td>16.7</td><td>42.0</td><td>-1.7</td><td>3.5</td><td>22.5</td><td>117</td><td>1,565.5</td><td>8月29日</td><td>57.0</td></tr><tr><td>28</td><td>17.1</td><td>39.2</td><td>-5.0</td><td>3.4</td><td>16.6</td><td>114</td><td>1,506.5</td><td>9月20日</td><td>99.5</td></tr><tr><td>29</td><td>16.2</td><td>37.7</td><td>-3.4</td><td>3.5</td><td>20.6</td><td>108</td><td>1,428.0</td><td>10月22日</td><td>144.0</td></tr><tr><td>30</td><td>17.3</td><td>40.9</td><td>-4.0</td><td>3.6</td><td>28.4</td><td>122</td><td>1,441.0</td><td>8月12日</td><td>73.0</td></tr><tr><td>30年 1</td><td>4.0</td><td>15.5</td><td>-4.0</td><td>3.9</td><td>14.6</td><td>8</td><td>31.0</td><td>1月8日</td><td>12.5</td></tr><tr><td>2</td><td>4.8</td><td>16.1</td><td>-3.1</td><td>3.6</td><td>14.9</td><td>3</td><td>11.5</td><td>2月10日</td><td>10.0</td></tr><tr><td>3</td><td>11.4</td><td>25.3</td><td>0.8</td><td>4.0</td><td>16.9</td><td>9</td><td>165.0</td><td>3月8日</td><td>37.5</td></tr><tr><td>4</td><td>17.0</td><td>30.5</td><td>4.0</td><td>3.9</td><td>14.0</td><td>9</td><td>188.5</td><td>4月25日</td><td>48.5</td></tr><tr><td>5</td><td>20.4</td><td>32.8</td><td>9.1</td><td>3.4</td><td>17.9</td><td>14</td><td>221.0</td><td>5月13日</td><td>68.0</td></tr><tr><td>6</td><td>23.9</td><td>36.6</td><td>15.3</td><td>3.4</td><td>13.8</td><td>15</td><td>152.5</td><td>6月20日</td><td>38.5</td></tr><tr><td>7</td><td>29.9</td><td>40.9</td><td>21.7</td><td>4.1</td><td>13.7</td><td>8</td><td>138.0</td><td>7月6日</td><td>57.0</td></tr><tr><td>8</td><td>30.0</td><td>39.6</td><td>20.5</td><td>3.9</td><td>18.4</td><td>7</td><td>135.0</td><td>8月12日</td><td>73.0</td></tr><tr><td>9</td><td>23.9</td><td>34.4</td><td>14.8</td><td>3.2</td><td>28.4</td><td>22</td><td>305.0</td><td>9月30日</td><td>30.5</td></tr><tr><td>10</td><td>19.3</td><td>30.5</td><td>10.4</td><td>3.2</td><td>14.2</td><td>12</td><td>16.5</td><td>10月10日</td><td>6.0</td></tr><tr><td>11</td><td>14.2</td><td>24.3</td><td>4.1</td><td>3.1</td><td>13.5</td><td>5</td><td>35.0</td><td>11月6日</td><td>19.0</td></tr><tr><td>12</td><td>8.3</td><td>20.1</td><td>-1.1</td><td>3.8</td><td>15.2</td><td>10</td><td>42.0</td><td>12月22日</td><td>7.0</td></tr></table>					年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日 最 大 降 雨 量		平 均	最 高	最 低	平 均	最 高	月 日	降 雨 量	℃	℃	℃	m	m		mm	平成26年	16.1	37.8	-2.0	3.7	18.8	111	1,247.0	8月6日	96.0	27	16.7	42.0	-1.7	3.5	22.5	117	1,565.5	8月29日	57.0	28	17.1	39.2	-5.0	3.4	16.6	114	1,506.5	9月20日	99.5	29	16.2	37.7	-3.4	3.5	20.6	108	1,428.0	10月22日	144.0	30	17.3	40.9	-4.0	3.6	28.4	122	1,441.0	8月12日	73.0	30年 1	4.0	15.5	-4.0	3.9	14.6	8	31.0	1月8日	12.5	2	4.8	16.1	-3.1	3.6	14.9	3	11.5	2月10日	10.0	3	11.4	25.3	0.8	4.0	16.9	9	165.0	3月8日	37.5	4	17.0	30.5	4.0	3.9	14.0	9	188.5	4月25日	48.5	5	20.4	32.8	9.1	3.4	17.9	14	221.0	5月13日	68.0	6	23.9	36.6	15.3	3.4	13.8	15	152.5	6月20日	38.5	7	29.9	40.9	21.7	4.1	13.7	8	138.0	7月6日	57.0	8	30.0	39.6	20.5	3.9	18.4	7	135.0	8月12日	73.0	9	23.9	34.4	14.8	3.2	28.4	22	305.0	9月30日	30.5	10	19.3	30.5	10.4	3.2	14.2	12	16.5	10月10日	6.0	11	14.2	24.3	4.1	3.1	13.5	5	35.0	11月6日	19.0	12	8.3	20.1	-1.1	3.8	15.2	10	42.0	12月22日	7.0
年 月	気 温			風 速		降雨日数		降 雨 量	日 最 大 降 雨 量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	平 均	最 高	最 低	平 均	最 高				月 日	降 雨 量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	℃	℃	℃	m	m				mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
平成25年	16.4	37.8	-3.4	3.7	20.6	91	1,126.5	9月4日	94.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
26	16.1	37.8	-2.0	3.7	18.8	111	1,247.0	8月6日	96.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
27	16.7	42.0	-1.7	3.5	22.5	117	1,565.5	8月29日	57.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
28	17.1	39.2	-5.0	3.4	16.6	114	1,506.5	9月20日	99.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29	16.2	37.7	-3.4	3.5	20.6	108	1,428.0	10月22日	144.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29年 1	4.9	14.5	-3.4	3.7	14.4	6	23.0	1月8日	14.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
2	5.3	14.7	-1.5	4.4	14.4	5	37.0	2月23日	19.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
3	8.5	20.6	0.6	4.4	15.5	7	49.0	3月21日	26.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
4	15.1	28.3	3.8	3.8	16.5	11	127.5	4月17日	38.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
5	21.0	34.7	10.1	3.1	11.8	6	45.0	5月25日	14.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
6	22.8	33.7	14.4	3.5	13.8	8	131.0	6月30日	75.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
7	28.7	37.7	21.1	2.6	10.2	14	173.0	7月4日	62.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
8	28.5	37.5	21.2	3.2	15.9	12	260.5	8月18日	75.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
9	24.0	33.8	13.0	3.3	20.6	12	98.0	9月16日	24.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
10	18.1	30.9	8.0	3.4	18.6	17	417.5	10月22日	144.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
11	11.7	24.2	2.8	3.0	15.4	7	39.5	11月18日	15.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
12	5.8	15.4	-1.2	3.6	13.1	3	27.0	12月24日	21.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日 最 大 降 雨 量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	平 均	最 高	最 低	平 均	最 高			月 日	降 雨 量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	℃	℃	℃	m	m				mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
平成26年	16.1	37.8	-2.0	3.7	18.8	111	1,247.0	8月6日	96.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
27	16.7	42.0	-1.7	3.5	22.5	117	1,565.5	8月29日	57.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
28	17.1	39.2	-5.0	3.4	16.6	114	1,506.5	9月20日	99.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29	16.2	37.7	-3.4	3.5	20.6	108	1,428.0	10月22日	144.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
30	17.3	40.9	-4.0	3.6	28.4	122	1,441.0	8月12日	73.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
30年 1	4.0	15.5	-4.0	3.9	14.6	8	31.0	1月8日	12.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
2	4.8	16.1	-3.1	3.6	14.9	3	11.5	2月10日	10.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
3	11.4	25.3	0.8	4.0	16.9	9	165.0	3月8日	37.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
4	17.0	30.5	4.0	3.9	14.0	9	188.5	4月25日	48.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
5	20.4	32.8	9.1	3.4	17.9	14	221.0	5月13日	68.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
6	23.9	36.6	15.3	3.4	13.8	15	152.5	6月20日	38.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
7	29.9	40.9	21.7	4.1	13.7	8	138.0	7月6日	57.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
8	30.0	39.6	20.5	3.9	18.4	7	135.0	8月12日	73.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
9	23.9	34.4	14.8	3.2	28.4	22	305.0	9月30日	30.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
10	19.3	30.5	10.4	3.2	14.2	12	16.5	10月10日	6.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
11	14.2	24.3	4.1	3.1	13.5	5	35.0	11月6日	19.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
12	8.3	20.1	-1.1	3.8	15.2	10	42.0	12月22日	7.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		資料：春日井市統計書 平成 30 年版					資料：春日井市統計書 令和元年版																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

頁	行	修	正	前	修	正	後	備	考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		(2) 警報・注意報発表状況					(2) 警報・注意報発表状況					情報の追加																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		<table><tr><th>年</th><th>月</th><th>警 報</th><th>大 雨</th><th>洪 水</th><th>暴 風</th><th>その他</th><th>注意報</th><th>大 雨</th><th>洪 水</th><th>雷</th><th>強 風</th><th>その他</th></tr><tr><td>平成25年</td><td>10</td><td>5</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>229</td><td>33</td><td>32</td><td>53</td><td>30</td><td>81</td><td></td></tr><tr><td>26</td><td>16</td><td>7</td><td>6</td><td>2</td><td>1</td><td>271</td><td>46</td><td>45</td><td>67</td><td>17</td><td>96</td><td></td></tr><tr><td>27</td><td>6</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>181</td><td>25</td><td>21</td><td>51</td><td>12</td><td>72</td><td></td></tr><tr><td>28</td><td>11</td><td>5</td><td>5</td><td></td><td>1</td><td>216</td><td>33</td><td>34</td><td>69</td><td>9</td><td>71</td><td></td></tr><tr><td>29</td><td>16</td><td>9</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td>224</td><td>38</td><td>20</td><td>63</td><td>15</td><td>88</td><td></td></tr><tr><td>29年</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>15</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>14</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>17</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>11</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>21</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>1</td><td>17</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>21</td><td>1</td><td>1</td><td>6</td><td>2</td><td>11</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>21</td><td>2</td><td>2</td><td>7</td><td>1</td><td>9</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>19</td><td>5</td><td>5</td><td>6</td><td>0</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>4</td><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>30</td><td>11</td><td>5</td><td>14</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr><tr><td>8</td><td>7</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>30</td><td>10</td><td>4</td><td>13</td><td>2</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>9</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>16</td><td>4</td><td>0</td><td>6</td><td>1</td><td>5</td><td></td></tr><tr><td>10</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>18</td><td>5</td><td>2</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td><td></td></tr><tr><td>11</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>5</td><td></td></tr><tr><td>12</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>9</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>8</td><td></td></tr></table>					年	月	警 報	大 雨	洪 水		暴 風	その他	注意報	大 雨	洪 水	雷	強 風	その他	平成25年	10	5	5	0	0	229	33	32	53	30	81		26	16	7	6	2	1	271	46	45	67	17	96		27	6	3	2	1	0	181	25	21	51	12	72		28	11	5	5		1	216	33	34	69	9	71		29	16	9	4	2	1	224	38	20	63	15	88		29年	1	1	0	0	0	15	0	0	0	1	14		2	0	0	0	0	0	17	0	1	2	3	11		3	0	0	0	0	0	21	0	0	3	1	17		4	0	0	0	0	0	21	1	1	6	2	11		5	0	0	0	0	0	21	2	2	7	1	9		6	0	0	0	0	0	19	5	5	6	0	3		7	4	3	1	0	0	30	11	5	14	0	0		8	7	4	2	1	0	30	10	4	13	2	1		9	1	1	0	0	0	16	4	0	6	1	5		10	3	1	1	1	0	18	5	2	4	3	4		11	0	0	0	0	0	7	0	0	1	1	5		12	0	0	0	0	0	9	0	0	1	0	8		<table><tr><th>年</th><th>月</th><th>警 報</th><th>大 雨</th><th>洪 水</th><th>暴 風</th><th>その他</th><th>注意報</th><th>大 雨</th><th>洪 水</th><th>雷</th><th>強 風</th><th>その他</th></tr><tr><td>平成26年</td><td>16</td><td>7</td><td>6</td><td>2</td><td>1</td><td>271</td><td>46</td><td>45</td><td>67</td><td>17</td><td>96</td><td></td></tr><tr><td>27</td><td>6</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>181</td><td>25</td><td>21</td><td>51</td><td>12</td><td>72</td><td></td></tr><tr><td>28</td><td>11</td><td>5</td><td>5</td><td>0</td><td>1</td><td>216</td><td>33</td><td>34</td><td>69</td><td>9</td><td>71</td><td></td></tr><tr><td>29</td><td>16</td><td>9</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td>224</td><td>38</td><td>20</td><td>63</td><td>15</td><td>88</td><td></td></tr><tr><td>30</td><td>10</td><td>4</td><td>1</td><td>4</td><td>1</td><td>191</td><td>18</td><td>7</td><td>68</td><td>12</td><td>86</td><td></td></tr><tr><td>30年</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>18</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>16</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>12</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>9</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>18</td><td>1</td><td>0</td><td>4</td><td>2</td><td>11</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>18</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>0</td><td>12</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>14</td><td>1</td><td>1</td><td>6</td><td>1</td><td>5</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>10</td><td>2</td><td>0</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>24</td><td>4</td><td>1</td><td>15</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>8</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>23</td><td>3</td><td>2</td><td>10</td><td>1</td><td>7</td><td></td></tr><tr><td>9</td><td>4</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>18</td><td>5</td><td>2</td><td>7</td><td>3</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>10</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>14</td><td>1</td><td>0</td><td>7</td><td>1</td><td>5</td><td></td></tr><tr><td>11</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>11</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>8</td><td></td></tr><tr><td>12</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>11</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>10</td><td></td></tr></table>					年	月	警 報	大 雨	洪 水	暴 風	その他	注意報	大 雨	洪 水	雷	強 風	その他	平成26年	16	7	6	2	1	271	46	45	67	17	96		27	6	3	2	1	0	181	25	21	51	12	72		28	11	5	5	0	1	216	33	34	69	9	71		29	16	9	4	2	1	224	38	20	63	15	88		30	10	4	1	4	1	191	18	7	68	12	86		30年	1	1	0	0	0	18	0	0	2	0	16		2	0	0	0	0	0	12	0	0	1	2	9		3	0	0	0	0	0	18	1	0	4	2	11		4	0	0	0	0	0	18	1	1	4	0	12		5	0	0	0	0	0	14	1	1	6	1	5		6	0	0	0	0	0	10	2	0	8	0	0		7	2	1	0	1	0	24	4	1	15	2	2		8	2	1	1	0	0	23	3	2	10	1	7		9	4	2	0	2	0	18	5	2	7	3	1		10	1	0	0	1	0	14	1	0	7	1	5		11	0	0	0	0	0	11	0	0	3	0	8		12	0	0	0	0	0	11	0	0	1	0	10	
年	月	警 報	大 雨	洪 水	暴 風	その他	注意報	大 雨	洪 水	雷	強 風		その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
平成25年	10	5	5	0	0	229	33	32	53	30	81																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
26	16	7	6	2	1	271	46	45	67	17	96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
27	6	3	2	1	0	181	25	21	51	12	72																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
28	11	5	5		1	216	33	34	69	9	71																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
29	16	9	4	2	1	224	38	20	63	15	88																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
29年	1	1	0	0	0	15	0	0	0	1	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2	0	0	0	0	0	17	0	1	2	3	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
3	0	0	0	0	0	21	0	0	3	1	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
4	0	0	0	0	0	21	1	1	6	2	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
5	0	0	0	0	0	21	2	2	7	1	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
6	0	0	0	0	0	19	5	5	6	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
7	4	3	1	0	0	30	11	5	14	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
8	7	4	2	1	0	30	10	4	13	2	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
9	1	1	0	0	0	16	4	0	6	1	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10	3	1	1	1	0	18	5	2	4	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
11	0	0	0	0	0	7	0	0	1	1	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
12	0	0	0	0	0	9	0	0	1	0	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
年	月	警 報	大 雨	洪 水	暴 風	その他	注意報	大 雨	洪 水	雷	強 風	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
平成26年	16	7	6	2	1	271	46	45	67	17	96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
27	6	3	2	1	0	181	25	21	51	12	72																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
28	11	5	5	0	1	216	33	34	69	9	71																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
29	16	9	4	2	1	224	38	20	63	15	88																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
30	10	4	1	4	1	191	18	7	68	12	86																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
30年	1	1	0	0	0	18	0	0	2	0	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2	0	0	0	0	0	12	0	0	1	2	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
3	0	0	0	0	0	18	1	0	4	2	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
4	0	0	0	0	0	18	1	1	4	0	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
5	0	0	0	0	0	14	1	1	6	1	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
6	0	0	0	0	0	10	2	0	8	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
7	2	1	0	1	0	24	4	1	15	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
8	2	1	1	0	0	23	3	2	10	1	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
9	4	2	0	2	0	18	5	2	7	3	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10	1	0	0	1	0	14	1	0	7	1	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
11	0	0	0	0	0	11	0	0	3	0	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
12	0	0	0	0	0	11	0	0	1	0	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		※ 春日井市を対象に発表された状況。 資料：春日井市統計書 平成 30 年版					※ 春日井市を対象に発表された状況。 資料：春日井市統計書 令和元年版																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
241	22	資料 5 東海地方に影響のあった主な台風 1～36 (略) (追加)					資料 5 東海地方に影響のあった主な台風 1～36 (略) 37 令和元年 8 月 14 日～16 日の台風第 10 号 8 月 6 日 15 時にマリアナ諸島で発生した台風第 10 号は北西に進み、14 日 03 時には四国の南に進んだ後、進路を北に変え 15 日は豊後水道を北上した。11 時過ぎに愛媛県佐田岬半島付近を、東側 330 km 西側 60 km と東側に偏った暴風域を伴って通過、15 時ごろに暴風域が消滅した状態で広島県呉市付近に上陸した。上陸後台風は中国地方を縦断し 15 日夜には日本海に進み、北上しながら進路を次第に北東に変えて 16 日 21 時に北海道の西で温帯低気圧に変わった。					情報の追加																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(注) (略) 資料：愛知県地域防災計画附属資料（平成 30 年修正）	愛知県では、15 日朝から風が強まり始め、台風の進む速度が遅かったため強風は 16 日朝まで続いた。このため、強風による人的被害や建物等の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航などの影響があった。 38 令和元年 9 月 8 日～9 日の台風第 15 号 9 月 5 日 15 時に南鳥島近海で発生した台風第 15 号は、小笠原近海を北西に進み、8 日には向きを北よりに変え伊豆諸島北部を北北東に進んだ。9 日 03 時前に非常に強い勢力で三浦半島付近を通過、9 日 05 時前に強い勢力で千葉市付近に上陸後、関東地方を北東に進んだ。 静岡県では、8 日夜遅くから 9 日未明にかけて暴風となり、非常に強い風を観測した所があった。また、8 日朝から断続的に雨となり、台風が接近した 8 日夜から 9 日未明にかけては伊豆地方を中心に猛烈な雨となり、降り始めからの総降水量は天城山で 440.5 ミリとなった。海上では、8 日から 9 日にかけて波やうねりが高くなり、石廊崎では 4 メートルを超えるしけとなった。 このため、人的被害や建物等の被害が発生したほか、道路の通行止め、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、断水・停電などライフラインへの影響があった。 (注) (略) 資料：愛知県地域防災計画附属資料（令和元年修正）	情報の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
245	1	東海地方に影響のあった主な台風（進路図） （追加） 		

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
		技術部 部 長 ◎建設部長 ○上下水道部長 ○まちづくり推 進部長 ○建設部次長兼 まちづくり推 進部次長 総括担当者 ◎河川排水課長 ○道路課長 公園緑地課長 住宅施設課長 上下水道経営 課長 上下水道業務 課長 水道工務課長 下水建設課長 都市政策課長 都市整備課長 ニュータウン創生課 長 建築指導課長 (追加)	河川排水課 道路課 公園緑地課 住宅施設課 上下水道経営課 上下水道業務課 水道工務課 下水建設課 都市政策課 都市整備課 ニュータウン創生課 建築指導課 (追加)	(水防に関すること) 1、2 (略) (追加) <u>3 水路の清掃に関すること。</u> (略)	技術部 部 長 ◎建設部長 ○上下水道部長 ○まちづくり推 進部長 ○建設部次長兼 まちづくり推 進部次長 総括担当者 ◎河川排水課長 ○道路課長 公園緑地課長 施設管理課長 上下水道経営 課長 上下水道業務 課長 水道工務課長 下水建設課長 都市政策課長 都市整備課長 ニュータウン創生課 長 建築指導課長 住宅政策課長	河川排水課 道路課 公園緑地課 施設管理課 上下水道経営課 上下水道業務課 水道工務課 下水建設課 都市政策課 都市整備課 ニュータウン創生課 建築指導課 住宅政策課	(水防に関すること) 1、2 (略) <u>3 農業用施設の確認巡視及び応 急対策に関すること。</u> <u>4 ため池の確認巡視及び応急対 策に関すること。</u> <u>5 水路の清掃に関すること。</u> (略)	組織改編に伴 う修正
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	表記の整理
		避難部	(略)	1～8 (略) 9 社会教育の応急対策に関する こと。 10 (略)	避難部	(略)	1～8 (略) 9 社会教育 <u>施設</u> の応急対策に関 すること。 10 (略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		物資供給部 (略)	(略)	1～5 (略) 6 農業用施設の確認巡視及び応 急対策に関すること。	物資供給部 (略)	(略)	1～5 (略) 6 農業用水(新木津(高山制水 門及び兵田堰以外)、上条、高具、 愛知用水)の確認巡視及び応急 対策に関すること。	組織改編に伴 う修正
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
		ボランティア部 (略)	(略)	1 ボランティア関係団体及びボ ランティア等との連絡調整に関 すること。 2～5 (略)	ボランティア部 (略)	(略)	1 <u>NPO</u> ・ボランティア関係団 体及びボランティア等との連絡 調整に関すること。 2～5 (略)	表記の整理

